

# 令和2年度京都支部事業計画の 上期進捗状況について

1. 基盤的保険者機能関係
    - ・業務グループ P1～
    - ・レセプトグループ P5～
  2. 戦略的保険者機能関係
    - ・保健グループ P9～
    - ・企画総務グループ P13～
- 参考資料 P17～

令和2年12月21日  
令和2年度 第4回評議会



# **1.基盤的保険者機能関係 （業務グループ）**

# 基盤的保険者機能関係

## (1) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

<p><b>KPI目標</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上<small>の施術の申請の割合について対前年度以下</small>：<b>1.16%以下</b></li> </ul>	<p><b>KPI状況</b></p>	<p><b>1.35%</b> (令和2年10月時点)</p>
<p>新型コロナにより縮小・中止した業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施術者に対する文書送付、加入者への文書照会を一時休止</li> </ul>		
<p>令和2年度実績への影響 (実施内容)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍における施術控えから申請件数が激減した。 【申請件数(上半期)】206,091件(対前年上半期:△35,122件) 【申請金額(上半期)】1,330,311,028円(対前年上半期:△158,936,625円)</li> <li>「3部位以上かつ月15日以上」、「2部位以上かつ月8日以上」など照会基準を適宜変えながら、加入者に文書照会を実施した。 【患者照会件数(上半期)】5,514件(対前年上半期:△1,014件) 【3部位以上かつ15日以上<small>の申請件数(上半期)</small>】2,842件(対前年度上半期:△41件)</li> <li>「多部位」、「高額請求」、「頻回」傾向が見られる施術者に対し、文書により適正な申請に関する注意喚起を行った。 【施術者に対する文書送付件数(上半期)】20件(累計データで約50%が改善)</li> </ul>		
<p>今後の取組方針 (実施結果)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施術者に対する文書送付、加入者への文書照会を一時休止した影響と、申請件数が激減したなか、「3部位以上かつ月15日以上」の申請は減少しなかったことから、申請割合は一時的に上昇している。 【申請割合】 R2上半期 1.38% ←R1年度 1.16% ←平成30年度 1.32%</li> <li>下期については、新型コロナの状況を見ながら、施術者に対する文書送付、加入者への文書照会を拡大し実施する。また、令和元年度から柔道整復療養費審査委員会に設置された「面接確認委員会」を状況に応じて実施するなど、一層の適正化に努める。</li> </ul>		

# 基盤的保険者機能関係

## (2) サービス水準の向上

<p><b>KPI目標</b></p>	<p>① サービススタンダードの達成状況：<b>100%</b>                  ② 現金給付等の申請に係る郵送化率：<b>92.0%以上</b></p>	<p><b>KPI 状況</b></p>	<p>① <b>100%</b> (令和2年10月時点)                  ② <b>93.65%</b> (令和2年10月時点)</p>
<p>新型コロナにより縮小・中止した業務</p>	<p>②窓口職員の常駐中止</p>		
<p>令和2年度実績への影響 (実施内容)</p>	<p>①傷病手当金等の現金給付の申請書受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10営業日）を遵守するため、進捗状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行った。                  ②事業所や加入者に対して、窓口・電話相談、HP、メルマガ等あらゆる機会を捉え、郵送による申請を案内した。また、申請書郵送時には、返信用封筒（料金受取人払）の同封し、サービスの向上を図った。</p>		
<p>今後の取組方針 (実施結果)</p>	<p>①傷病手当金等の現金給付の申請書受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10営業日）を遵守するため、進捗状況を適切に管理し、達成確実な体制のもと正確かつ着実な支給を行う。                  ②4月以降92.0%以上を維持している。10月時点では、前年同月比1.75%増。下期についても、郵送状況を分析のうえ、窓口や電話において事業所や加入者に対する案内を実施していく。</p>		

# 基盤的保険者機能関係

## (3) 限度額適用認定証の利用促進

<p><b>KPI目標</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合：<b>85.0%以上</b></li> </ul>	<p><b>KPI 状況</b></p>	<p><b>78.4%</b> (令和2年9月時点)</p>						
<p><b>新型コロナにより縮小・中止した業務</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所担当者への各種研修会における利用促進依頼</li> <li>利用促進協力医療機関の拡大および勧奨</li> </ul>								
<p><b>令和2年度実績への影響 (実施内容)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度に引き続き、利用促進の協力をいただいている医療機関（183医療機関）における申請書の配置や、医療費が高額になる加入者への利用促進を行った。</li> <li>事業主及び健康保険委員に対し、納入告知書同封チラシ等各種広報物において制度周知を行った。</li> </ul>								
<p><b>今後の取組方針 (実施結果)</b></p>	<p>【申請書受付状況（10月末時点）】</p> <table border="0"> <tr> <td>高額療養費</td> <td>14,341件</td> <td>4.2%減</td> </tr> <tr> <td>限度額適用認定証</td> <td>17,253件</td> <td>10.5%減</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度は医療機関等への取り組みもあり9月時点での使用割合は3.5%増であったが、今年度は新型コロナによる受診行動の変化などから前年度比3.3%減となった。下期は加入者への広報を重点的に行い、配置医療機関ごとの申請状況の分析を行う。医療機関への協力依頼については、コロナウイルスの感染状況を考慮したうえで実施することとする。</li> </ul>			高額療養費	14,341件	4.2%減	限度額適用認定証	17,253件	10.5%減
高額療養費	14,341件	4.2%減							
限度額適用認定証	17,253件	10.5%減							

# 1.基盤的保険者機能関係 (レセプトグループ)

# 基盤的保険者機能関係

## (4) 効果的なレセプト点検の推進

KPI目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率を対前年度以上：<b>0.354%以上</b></li> </ul> <p>(※) 査定率 = レセプト点検により査定(減額)した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額</p>	KPI状況	<p><b>0.314%</b> (令和2年9月時点)</p>
<p>新型コロナにより縮小・中止した業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月20日から5月末まで点検員休業措置により内容点検休止(全支部)</li> <li>8月14日より1/2出勤(交代勤務)継続中により、点検範囲縮小(京都を含む13支部のみ)</li> </ul>		
<p>令和2年度実績への影響(実施内容)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再審査結果により、点検員毎の再審査請求の観点や得手不得手分野の分析を行い、毎月の点検員との個別面談指導において、スキルアップのポイントを共有・指導した。</li> <li>支払基金に対しては査定の見落としを防止するため、また、基金支部間における査定の差異解消のための協議を実施した。</li> <li>協会けんぽの点検が休止、縮小するだけでなく、支払基金の審査も滞っており、基金査定率も大幅に悪化している。そのため、KPI状況は前年を大幅に下回っている。</li> <li>交代勤務の影響はこれから出てくるが、再審査請求件数は半減しており、査定額の減少が予想される。</li> </ul>		
<p>今後の取組方針(実施結果)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検環境が大幅に悪化している中で、点検員全体の査定額は、昨年度比97%(1月から11月までの合算)を維持しており、健闘している。来年以降も交代勤務が継続することを見据え、DVD研修を在宅勤務時に受講させるなど、在宅勤務の効率をあげていく。</li> <li>支払基金との協議については、お互いに支部間差異を解消する統一した意識下で進んでいる。支部間差異が解消されない場合、基金担当者(事務局)との個別の話し合いをするなど、様々な場で連携を深めることで、解消に努めていく。</li> </ul>		

# 基盤的保険者機能関係

## (5) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

<p><b>KPI目標</b></p>	<p>① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率：<b>95.0%以上</b></p> <p>② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上：<b>75.12%以上</b></p> <p>③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下：<b>0.089%以下</b></p>	<p><b>KPI状況</b></p>	<p>① <b>91.88%</b> (令和2年9月時点)</p> <p>② <b>38.00%</b> (令和2年9月時点)</p> <p>③ <b>0.111%</b> (令和2年9月時点)</p>
<p><b>新型コロナにより縮小・中止した業務</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関照会の中止（4月～5月）</li> <li>保険証回収催告文書発送の縮小（4月～5月）</li> <li>債権回収催告訪問の縮小（4月以降）</li> <li>債権回収催告文書発送の中止（4月～5月）※6月以降に調整して通常サイクルに復帰</li> </ul>		
<p><b>令和2年度実績への影響（実施内容）</b></p>	<p>①③ <b>保険証回収率・返納金割合について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>喪失後8日での文書による一次催告及びその催告後8日後での2次催告にサイクルを短縮し、あわせて独自チラシの同封をすることで、回収強化を図った。</li> <li>保険証回収不能届による加入者への電話催告を実施した。</li> <li>各種催告中止、縮小の影響もあり、KPI状況は目標値を下回っている。</li> </ul> <p>② <b>返納金債権回収率について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債権回収の取り組みとして、保険者間調整を案内するなどして回収率向上に取り組んだ。</li> <li>高額債務者に対する早期接触、弁護士催告、法的手続きなど回収率向上に取り組んだが、高額債権の発生状況の差もあり、KPI状況は目標値を下回っている。</li> </ul>		
<p><b>今後の取組方針（実施結果）</b></p>	<p>① <b>保険証回収率・返納金割合について</b> 未添付状況の分析、年金機構との連携強化、事業所への啓発強化により回収率向上を図る。</p> <p>② <b>返納金債権回収率について</b> 法的手続きの促進、分割納付者の管理強化など、現年度債権だけでなく過年度債権の回収も強化する。 高額債務者については、早期接触を徹底し、必要に応じて訪問催告による回収も行う。</p>		

# 基盤的保険者機能関係

## (6) オンライン資格確認の導入に向けた対応

<b>KPI目標</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率：<b>100%</b></li></ul>	<b>KPI 状況</b>	<b>100%</b> (令和2年9月時点)
新型コロナにより縮小・中止した業務			
<b>令和2年度実績への影響</b> (実施内容)	<ul style="list-style-type: none"><li>• USBを配布している医療機関は1医療機関。定期的に実施状況を確認している。</li></ul>		
<b>今後の取組方針</b> (実施結果)	<ul style="list-style-type: none"><li>• 該当医療機関は現在使用継続中。今後においても、定期的に実施状況の確認を行う。</li><li>• 来年3月に国のオンライン資格確認が開始予定のため、協会独自のオンライン資格確認は、令和3年2月19日に終了する。</li></ul>		

## **2.戦略的保険者機能関係 （保健グループ）**

# 戦略的保険者機能関係

## (1) i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

<p><b>KPI目標</b></p>	<p>① <b>生活習慣病予防健診実施率</b> : <b>62.8%以上</b>                  ② <b>事業者健診データ取得率</b> : <b>5.6%以上</b>                  ③ <b>被扶養者の特定健診受診率</b> : <b>27.8%以上</b></p>	<p><b>KPI 状況</b></p>	<p>① <b>27.9%</b> (令和2年10月時点)                  ② <b>3.6%</b> (令和2年10月時点)                  ③ <b>4.9%</b> (令和2年8月時点)</p>
<p><b>新型コロナにより縮小・中止した業務</b></p>	<p>・令和3年4月20日～5月末まで健診一時中止 勸奨業務も停止                  被扶養者の特定健診会場費補助事業、同会場の二次元コード付き勸奨はがき送付中止</p>		
<p><b>令和2年度実績への影響 (実施内容)</b></p>	<p>① <b>生活習慣病予防健診</b>                  ・新規適用事業所への健診案内及び電話勸奨                  ・早期に未契約健診機関へ令和3年度からの新規契約勸奨 新規契約機関実地調査3機関（11月末まで）                  ・未受診者への個人勸奨DM送付。受診率が低い事業所へのDM送付                  ・子宮頸がん補助対象者・付加健診対象者へ個人勸奨DMはがき、35歳初めての健診対象者へ文書9月送付</p> <p>② <b>事業者健診データ取得</b>                  ・外部委託業者により、健診結果取得業務、データ提供未契約健診機関との契約締結を推進                  ・新規適用事業所へ電話勸奨の際、事業者健診受診事業所へ同意書取得勸奨                  ・支部より大規模事業所へデータ提供勸奨</p> <p>③ <b>被扶養者の特定健診</b>                  ・健診機関へのヒアリングを行い、集団健診の実施、会場拡大                  ・がん検診同時実施（京都市・舞鶴市・福知山市）勸奨件数拡大                  ・GISによる個人勸奨を昨年より拡大実施。上乘せ追加調達</p>		
<p><b>今後の取組方針 (実施結果)</b></p>	<p>① <b>生活習慣病予防健診</b>                  ・請求ベースで4月～10月実施件数 昨年比83.7% 10月単月昨年比124%                  ・健診機関と連携し受付終了機関の把握等、加入者への周知・情報提供 ・次年度の早期施策立案</p> <p>② <b>事業者健診データ取得</b>                  ・受診者数 昨年比2倍 +6,306件（10月末） 大規模事業所を中心にデータ取得勸奨</p> <p>③ <b>被扶養者の特定健診</b>                  ・受診者数 昨年比 53.3%(8月末)・GISによる個人勸奨拡大・1月、2月無料オプション付き健診勸奨</p>		

# 戦略的保険者機能関係

## (1) ii) 特定保健指導の実施率の向上

<p><b>KPI目標</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定保健指導の実施率：<b>14.5%以上</b>            (内訳) ①被保険者 <b>14.8%</b>            ②被扶養者 <b>8.2%</b></li> </ul>	<p><b>KPI 状況</b></p>	<p><b>14.3%</b>            (内訳) ①被保険者 <b>14.1%</b>            ②被扶養者 <b>28.1%</b>            (令和2年11月時点)</p>
<p><b>新型コロナにより縮小・中止した業務</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支部保健師による訪問での特定保健指導一時中止 4月20日～5月末 勧奨業務も停止</li> <li>会場での運動教室付き集団保健指導 中止</li> <li>北部会場 呼び出し特定保健指導</li> </ul>		
<p><b>令和2年度実績への影響 (実施内容)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <b>被保険者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問付加対策として書面による健康相談の周知</li> </ul> </li> <li><b>〈支部実施〉</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部委託による事業所電話勧奨を昨年より事業所を数拡大し実施。支部から勧奨文書到着時電話勧奨を実施</li> <li>個別勧奨の拡大。</li> <li>インボディ測定付き支部呼び出し事業</li> </ul> </li> <li><b>〈健診機関委託〉</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>健診当日の初回面談実施増に向け、健診機関へ現状のアンケートを実施し対策を考察</li> </ul> </li> <li><b>〈外部業者委託〉</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模事業所等他府県在住者のタブレット利用による業者への委託、スマホ利用による個人勧奨の委託 南部地域への訪問委託</li> </ul> </li> <li>② <b>被扶養者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>インボディ測定付き支部呼び出し事業</li> </ul> </li> </ul>		
<p><b>今後の取組方針 (実施結果)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <b>被保険者初回面談件数 昨年-1,571件 評価実施件数 昨年比-754件(10月末)</b>  <b>〈支部実施〉 勧奨事業所件数拡大 外部委託電話勧奨件数拡大 1月土曜日会場呼び出し保健指導 2月支部呼び出し特定保健指導 2月3月福知山市役所と連携した保健指導</b>  <b>〈健診機関委託〉 パイロット事業当日健康相談に伴う当日特定保健指導</b>  <b>〈外部業者委託〉 他府県在住者、個人勧奨の進捗管理、継続支援・南部地区訪問業者の進捗管理</b></li> <li>② <b>被扶養者 評価実施件数 昨年比-43件(8月末)</b>  <b>健診機関集会所での被扶養者当日特定保健指導、支部呼び出し勧奨</b></li> <li>③ <b>次年度の施策早期立案</b></li> </ul>		

# 戦略的保険者機能関係

## (1) iii) 重症化予防の推進

KPI目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合： <b>12.9%以上</b></li> </ul>	KPI 状況	- %
<p>新型コロナにより縮小・中止した業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受診勧奨を中止（4月～6月末）</li> </ul>		
<p>令和2年度実績への影響 (実施内容)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>糖尿病性腎症への重症化予防に向け、綾部市・福知山市の対象者を抽出しアプローチ</li> <li>未治療者へ受診勧奨（文書・電話）を外部委託</li> </ul>		
<p>今後の取組方針 (実施結果)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>糖尿病ハイリスク者介入の協力医療機関へ勧奨状況随時確認。今年度中に介入予定</li> <li>未治療者への受診勧奨業務委託先の進捗管理を行い、評価の上、来年度の計画を再考</li> <li>支部保健師の活用、健診機関の活用を踏まえ、計画</li> </ul>		

## **2.戦略的保険者機能関係 （企画総務グループ）**

# 戦略的保険者機能関係

## (2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

<p><b>KPI目標</b></p>	<p>① 広報活動における加入者理解率の平均を対前年度以上：<b>44.9%以上</b></p> <p>② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合：<b>41.0%以上</b></p>	<p><b>KPI 状況</b></p>	<p>① <b>—%</b> (令和2年10月時点)</p> <p>② <b>38.6%</b> (令和2年9月時点)</p>
<p><b>新型コロナにより縮小・中止した業務</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期広報（ホームページ、メルマガ、納入告知書同封チラシ等）以外の広報業務の中止（4月～5月）</li> <li>・健康保険委員研修会や説明会の中止</li> <li>・健康保険委員勧奨の中止（4月～5月）</li> </ul>		
<p><b>令和2年度実績への影響 (実施内容)</b></p>	<p>① <b>広報活動における加入者理解率</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ、メルマガに加えて、納入告知書同封広報誌（毎月）、健康保険委員向け広報誌（四半期）の発行及び社会保険協会発行広報誌（隔月）への記事掲載による広報を実施</li> <li>・R2.2～3月に実施したWeb広報の実施結果を踏まえて、インターネット等を活用した効果的な広報実施に向けて検討を実施</li> <li>・近畿ブロック合同で事務冊子「健康保険のしおり」を作成（配付は12月初旬）</li> <li>・集合型の研修会を中止し、動画配信形式による研修実施に向けた準備を実施</li> </ul> <p>② <b>健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月以降、新規で加入された事業所や健康保険委員未在籍事業所に対して文書勧奨を実施</li> </ul>		
<p><b>今後の取組方針 (実施結果)</b></p>	<p>① <b>広報活動における加入者理解率</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期広報の継続実施に加えて、動画を活用した広報（デジタルサイネージ広告）等を実施することで、より一層、加入者、事業主の皆さまに届く広報を推進する</li> <li>・健康保険委員を通じて加入者、事業主の皆さまの理解を促進するため、引き続き健康保険委員の委嘱拡大に取り組むとともに、新しく動画配信形式による研修の実施など、健康保険委員に対する情報提供の充実を図る</li> </ul> <p>② <b>健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者カバー率 38.55%（対前年 +2.24%） 委嘱者数 3,087名（対前年 +483名）</li> <li>・健康保険委員委嘱者数は全国24位であるが、被保険者カバー率は全国42位と低迷していることから、大規模事業所で委員未在籍事業所に重点を置いて勧奨を実施する</li> </ul>		

# 戦略的保険者機能関係

## (3) ジェネリック医薬品の使用促進

<b>KPI目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都支部のジェネリック医薬品使用割合：<b>77.4%以上</b>※</li> </ul> <p>※ 医科・歯科・調剤・DPCレセプトにおける使用割合（新指標）</p>	<b>KPI 状況</b>	<b>75.8%</b> （令和2年7月診療分）
<b>新型コロナにより縮小・中止した業務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬局訪問の中止（3月～5月）</li> <li>医療機関訪問の中止</li> <li>定期広報（ホームページ、メルマガ、納入告知書同封チラシ等）以外の広報業務の中止（4月～5月）</li> </ul>		
<b>令和2年度実績への影響（実施内容）</b>	<p>〈加入者に対する取組み〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規適用事業所等に対してジェネリック希望シール等を送付</li> <li>説明会等での周知はできなかったが、広報誌等でジェネリックの製剤工夫等のメリットを中心に広報</li> <li>ジェネリック軽減額通知の送付（R2.8） 77,755名へ送付</li> </ul> <p>〈医療従事者に対する取組み〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域でよく使われているジェネリック医薬品を掲載した「京のお薬通信（地域医薬品実績リスト）」をR2.1月と4月に府下薬局へ送付</li> <li>6月以降、各薬局のジェネリック使用状況等が見える化した情報提供ツールを持参して薬局訪問を実施（32薬局）</li> <li>府下の薬局及び病院薬剤部に対して、「京のお薬通信」に関するアンケートと情報提供ツールを送付（R2.10 986薬局 153病院）</li> <li>薬剤師会主催の研修会で、当支部のジェネリック使用促進に向けた取組みを説明（R2.11）</li> </ul> <p>〈関係機関に対する取組み〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>京都府薬務課、医師会、薬剤師会、府立病院協会、私立病院協会に対して支部の取組み等を説明（R2.6～）</li> </ul>		
<b>今後の取組方針（実施結果）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期広報に加えて、薬局待合室での動画を活用したデジタルサイネージ広告を実施する</li> <li>パイロット事業として実施した「京のお薬通信（地域医薬品実績リスト）」の全国展開に向けて、薬局訪問、病院アンケート等の結果を集約し、医療従事者に対して更なる情報提供を行うことでジェネリック医薬品の使用促進を図る</li> <li>京都府が主催する「後発医薬品安心使用に係る意見交換会」等で、京都府全体で後発医薬品使用促進に向けて取組む体制づくり等について、意見発信を行う</li> </ul>		

# 戦略的保険者機能関係

## (4) 医療データ分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ

<p><b>KPI目標</b></p>	<p>① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率：<b>90.0%</b></p> <p>② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信：<b>全支部で実施</b></p>	<p><b>KPI 状況</b></p>	<p>① <b>71.42%</b></p> <p>② <b>-</b></p> <p>(令和2年9月時点)</p>
<p><b>新型コロナにより縮小・中止した業務</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療審議会の書面開催 (R2.9)</li> <li>・地域医療構想調整会議は開催なし</li> </ul>		
<p><b>令和2年度実績への影響 (実施内容)</b></p>	<p>① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府の構想区域（乙訓・山城南・丹後・中丹・南丹・京都市・山城北）のうち、被用者保険者の参加は5/7区域（参加率：71.42%）</li> <li>・京都支部参加は乙訓、山城南、丹後の3区域（中丹地域にはオブザーバー参加）</li> <li>・被用者保険者の未参加の地域は、中丹、山城北</li> <li>・R2.6月の医療保険者協議会で被用者保険者からの委員選出について協議するも継続審議となる</li> </ul> <p>② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上期は地域医療構想調整会議の開催はなく、医療審議会についても新型コロナの影響で書面開催となった</li> </ul>		
<p><b>今後の取組方針 (実施結果)</b></p>	<p>① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き医療保険者協議会等で被用者保険者からの委員選出に向けて働きかけるとともに、委員選出が困難な場合は、医療保険者協議会等を通じて保険者間の意見調整を行い、被用者保険者以外の委員から発言してもらうなど、被用者保険者の意見が実質的に発信されるよう取り組む</li> </ul> <p>② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データに基づく意見発信については、データをどのように利用・活用するかが課題であり、意見発信を行っている他支部の取組み内容を参考にしながら検討していきたい</li> </ul>		

# 参考資料

協会けんぽ京都支部の新型コロナウイルス  
感染防止に係る対応経過

# 協会けんぽ京都支部の新型コロナウイルス感染防止に係る対応経過 1/3

日付	関係部署	内容
R2.2.17	全G	・会議や研修等の延期または中止の検討
R2.2.25	保健G	・3/13まで面談による特定保健指導見合わせ
R2.2.27	企画総務G	・ジェネリック緊急対策の医療機関訪問を3/13まで見合わせ
R2.3.3	保健G	・3/31まで協会主催の集団健診は中止 ・健診実施機関内での健診は一時見合わせを推奨
R2.3.6	保健G	・3/31まで面談での特定保健指導は見合わせ
R2.3.11	企画総務G	・ジェネリック緊急対策の医療機関訪問を当面の間見合わせ
R2.3.12	業務G	・新型コロナを理由とした任継保険料の取扱いが示される。
R2.3.27	保健G	・健診実施機関の施設内で行う健診について、地域の感染状況などから判断 ・当面の間、協会主催の健診は中止 ・特定保健指導の当面の対応(直近1か月以内に感染者が発生していない場合は、対策を講じた上で面談指導可) ・継続支援は原則、文書・電話支援
R2.4.7	—	・総理が緊急事態宣言発令(埼玉・千葉・東京・神奈川・大阪・兵庫・福岡)
R2.4.8 (理事長定め)	企画総務G	・職員の就業する支部を変更
	レセプトG	・資格点検における文書・電話照会業務を中止(4/9～5/6)
R2.4.9 (理事長定め)	保健G	・緊急事態宣言地域(7都府県)に居住する加入者を対象とした健診業務及び対面による保健指導業務を中止 ・対面による保健指導、健康相談を中止(外部委託を除く)
R2.4.16	—	・総理が全都道府県に緊急事態宣言を発令。 ・京都府も特別警戒都道府県に定められた。
	業務G	・職員の勤務地変更に伴う傷病手当金の業務量調整開始
	保健G	・保健指導者に休業命令

## 協会けんぽ京都支部の新型コロナウイルス感染防止に係る対応経過 2/3

日付	関係部署	内容
R2.4.17 (理事長定め)	全G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプト内容点検業務を中止</li> <li>・債権、保険証回収のための訪問業務を中止</li> <li>・特定警戒都道府県に居住する加入者を対象とした健診業務及び対面による保健指導業務を中止</li> <li>・関係機関等への訪問及び面会を伴う業務を中止</li> </ul>
R2.4.20	企画総務G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>レセプト点検員に休業命令</u></li> <li>・<u>越境通勤補助員に休業命令(有給対応)</u></li> </ul>
R2.4.22	企画総務G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部より緊急事態宣言下における業務の縮小及び出勤職員の縮減に関する指針が示される。</li> <li>・本部から業務の優先度(●▲✕)が示される。</li> </ul>
	保健G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未治療者に対する受診勧奨の延期(中止)</li> </ul>
R2.4.24	全G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>支部職員の出勤を4/5体制とする。</u></li> </ul>
R2.5.4	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総理が緊急事態宣言期間を5/31まで延長</li> </ul>
R2.5.14	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総理が京都府を含む8都道府県以外の県に係る緊急事態宣言を解除</li> </ul>
R2.5.15	全G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部より5/31まではこれまでと同様の対応とすることが示される。</li> </ul>
R2.5.21	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総理が大阪、京都、兵庫に係る<u>緊急事態宣言を解除</u></li> </ul>
R2.5.28	全G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部から緊急事態宣言後の対応が示される。</li> </ul>
R2.5.29	業務G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病手当金の業務量調整(東京・大阪支部支援)について、6月以降も当分の間継続する旨が示される。</li> <li>・6月より高額療養費TA、出産育児一時金TAの発送を再開。</li> </ul>
	レセプトG	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月よりレセプト資格点検、内容点検、保険証回収、債権回収を再開。</li> </ul>
	保健G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月以降の健診及び保健指導の対応が示される。</li> </ul>

# 協会けんぽ京都支部の新型コロナウイルス感染防止に係る対応経過 3/3

日付	関係部署	内容
R2.6.1	全G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健指導者、レセプト点検員、越境通勤補助員の休業解除</li> <li>・勤務地変更者の対応解除</li> <li>・支部職員の4/5出勤体制を解除</li> <li>・健診等の一時中止の取扱いを終了</li> </ul>
R2.8.11	全G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時差出勤及び在宅勤務に関する取り扱いが示される</li> <li>・時差出勤は7:30より30分毎6区分</li> <li>・8/14からレセプト点検員は在宅勤務(1/2出勤)</li> </ul>
R2.8.14	レセプトG	・レセプト点検職員の出勤を半減し、点数の高いレセプトを中心に点検する対応
	保健G	・健診、対面の保健指導は感染状況、受入状況を考慮しながら実施する
	企画総務G	・ジェネリック使用促進のための医療機関等訪問、健康宣言関係等の業務は、感染状況を考慮しながら実施する
R2.9.1	全G	・時差出勤開始
R2.9.18	全G	・時差出勤及び在宅勤務(レセプト点検員)を10月以降も継続
R2.12.3	企画総務G	・健康づくりイベントやセミナーの実施については、政府の対処方針や自治体が発している基準を確認の上実施の可否を検討
	保健G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止対策を徹底したうえでの健診・保健指導の実施</li> <li>・遠隔による特定保健指導ができるようICTの積極的な活用を検討</li> </ul>
	業務G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則窓口には常駐しない対応とし、繁忙期等は感染防止対策を徹底し柔軟に対応</li> <li>・高額療養費と出産育児一時金のTAは、RPAを活用し実施</li> </ul>
	レセプトG	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプト資格点検の文書照会は医療機関の負担に配慮し対応</li> <li>・レセプト内容点検は、高点数や高額査定事例の点検を中心として、受付月から6か月以内に点検を実施</li> </ul>